

久喜市の組織改正に伴う関係告示の整理に関する告示

(久喜市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員に委任することについての一部改正)

第1条 久喜市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員に委任することについて（平成22年久喜市告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

委任の対象となった事務	委任を受けた者
秘書課に属する現金の収納及び保管	市長公室秘書課の出納員
危機管理課に属する現金の収納及び保管	市長公室危機管理課の出納員
シティセールス課に属する現金の収納及び保管	市長公室シティセールス課の出納員
企画政策課に属する現金の収納及び保管	総合政策部企画政策課の出納員
財政課に属する現金の収納及び保管	総合政策部財政課の出納員
情報推進課に属する現金の収納及び保管	総合政策部情報推進課の出納員
アセットマネジメント推進課に属する現金の収納及び保管	総合政策部アセットマネジメント推進課の出納員
庶務課に属する現金の収納及び保管	総務部庶務課の出納員
人事課に属する現金の収納及び保管	総務部人事課の出納員
管財課に属する現金の収納及び保管	総務部管財課の出納員
人権推進課に属する現金の収納及び保管	総務部人権推進課の出納員
しょうぶ会館に属する現金の収納及び保管	総務部しょうぶ会館の出納員
市民税課に属する現金の収納及び保管	総務部市民税課の出納員
資産税課に属する現金の収納及び保管	総務部資産税課の出納員
収納課に属する現金の収納及び保管	総務部収納課の出納員
市民生活課に属する現金の収納及び保管	市民部市民生活課の出納員

市民課（総合窓口）に属する現金の収納及び保管	市民部市民課（総合窓口）の出納員
交通住宅課に属する現金の収納及び保管	市民部交通住宅課の出納員
菖蒲行政センターに属する現金の収納及び保管	市民部菖蒲行政センターの出納員
栗橋行政センターに属する現金の収納及び保管	市民部栗橋行政センターの出納員
鷺宮行政センターに属する現金の収納及び保管	市民部鷺宮行政センターの出納員
環境課に属する現金の収納及び保管	環境経済部環境課の出納員
資源循環推進課に属する現金の収納及び保管	環境経済部資源循環推進課の出納員
農業振興課に属する現金の収納及び保管	環境経済部農業振興課の出納員
商工観光課に属する現金の収納及び保管	環境経済部商工観光課の出納員
社会福祉課に属する現金の収納及び保管	福祉部社会福祉課の出納員
生活支援課に属する現金の収納及び保管	福祉部生活支援課の出納員
障がい者福祉課に属する現金の収納及び保管	福祉部障がい者福祉課の出納員
高齢者福祉課に属する現金の収納及び保管	福祉部高齢者福祉課の出納員
介護保険課に属する現金の収納及び保管	福祉部介護保険課の出納員
健康医療課に属する現金の収納及び保管	健康スポーツ部健康医療課の出納員
地域保健課に属する現金の収納及び保管	健康スポーツ部地域保健課の出納員
国民健康保険課に属する現金の収納及び保管	健康スポーツ部国民健康保険課

管	の出納員
スポーツ振興課に属する現金の収納及び保管	健康スポーツ部スポーツ振興課の出納員
子育て支援課に属する現金の収納及び保管	こども未来部子育て支援課の出納員
こども家庭保健課に属する現金の収納及び保管	こども未来部こども家庭保健課の出納員
保育幼稚園課に属する現金の収納及び保管	こども未来部保育幼稚園課の出納員
こども育成課に属する現金の収納及び保管	こども未来部こども育成課の出納員
建設管理課に属する現金の収納及び保管	建設部建設管理課の出納員
道路建設課に属する現金の収納及び保管	建設部道路建設課の出納員
道路維持課に属する現金の収納及び保管	建設部道路維持課の出納員
治水河川課に属する現金の収納及び保管	建設部治水河川課の出納員
都市計画課に属する現金の収納及び保管	まちづくり推進部都市計画課の出納員
都市整備課に属する現金の収納及び保管	まちづくり推進部都市整備課の出納員
産業拠点整備推進課に属する現金の収納及び保管	まちづくり推進部産業拠点整備推進課の出納員
公園緑地課に属する現金の収納及び保管	まちづくり推進部公園緑地課の出納員
建築審査課に属する現金の収納及び保管	まちづくり推進部建築審査課の出納員

出納室に属する現金の収納及び保管	出納室の出納員
上下水道経営課に属する現金の収納及び保管	上下水道部上下水道経営課の出納員
下水道施設課に属する現金の収納及び保管	上下水道部下水道施設課の出納員
議会総務課に属する現金の収納及び保管	議会事務局議会総務課の出納員
選挙管理委員会事務局に属する現金の収納及び保管	選挙管理委員会事務局の出納員
教育総務課に属する現金の収納及び保管	教育部教育総務課の出納員
学校施設課に属する現金の収納及び保管	教育部学校施設課の出納員
学校給食課に属する現金の収納及び保管	教育部学校給食課の出納員
指導課に属する現金の収納及び保管	教育部指導課の出納員
生涯学習課に属する現金の収納及び保管	教育部生涯学習課の出納員
文化振興課に属する現金の収納及び保管	教育部文化振興課の出納員

(久喜市公文書館における歴史公文書の取扱いに関する要綱の一部改正)

第2条 久喜市公文書館における歴史公文書の取扱いに関する要綱（平成22年久喜市告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「公文書館長」を「庶務課長」に改める。

様式第1号から様式第4号までの規定中「久喜市公文書館長」を「久喜市庶務課長」に改める。

(久喜市附属機関の委員の選任等に関する要綱及び久喜市農業委員候補者選考委員会設置要綱の一部改正)

第3条 次に掲げる告示の規定中「教育長」を「市長公室長」に、「子ども未来部長」を「こども未来部長」に、「菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷺宮総合支所長」を「まちづくり推進部長」に改める。

(1) 久喜市附属機関の委員の選任等に関する要綱（平成22年久喜市告示第10号）第3条第5項

(2) 久喜市農業委員候補者選考委員会設置要綱（平成28年久喜市告示第144号）第4条第3項

（久喜市職員等の公益通報に関する要綱の一部改正）

第4条 久喜市職員等の公益通報に関する要綱（平成22年久喜市告示第13号）

の一部を次のように改正する。

別表中

「

委員	教育長
	総合政策部長
	市民部長
	環境経済部長
	福祉部長
	健康スポーツ部長
	子ども未来部長
	建設部長
	菖蒲総合支所長
	栗橋総合支所長
	鷺宮総合支所長
	上下水道部長
	議会事務局長
	教育部長

」

を

「

委員	教育長
	市長公室長
	総合政策部長
	市民部長
	環境経済部長
	福祉部長
	健康スポーツ部長
	こども未来部長
	建設部長
	まちづくり推進部長
	上下水道部長
	議会事務局長
	教育部長

」

に改める。

(久喜市ふるさと納税寄附金取扱要綱の一部改正)

第5条 久喜市ふるさと納税寄附金取扱要綱（平成22年久喜市告示第19号）

の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

ふるさと納税寄附金申出書

久喜市長 あて

年 月 日

ご住所	〒 都道府県 市区町村			
ふりがな				
お名前				
電話番号	— —	FAX	— —	
日中連絡先	— —	(お礼の品送付の際に必要となります。)		
e-mail	@			

【1】寄附金額

円

【2】希望する払込方法(いずれかに○印をお願いします。)

①クレジットカード	クレジットカード又はコンビニ決済をご希望の方は、下記 URL からお申込みください。 https://secure.citydo.com/furusato/official/saitama/kuki/form.html
②コンビニ決済	
③納入通知書	後日、納付書を郵送します。振込手数料はかかりません。 ※市指定金融機関・収納代理金融機関に限ります。
④払込取扱票 (ゆうちょ銀行)	後日、納付書を郵送します。振込手数料はかかりません。
⑤自治体窓口	下記いずれかの窓口まで現金を持参してください。 〒346-8501 久喜市下早見85-3 久喜市役所 シティセールス課 〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀38 菖蒲行政センター 〒349-1192 久喜市間鎌251-1 栗橋行政センター 〒340-0295 久喜市鷲宮 6-1-1 鷲宮行政センター

【3】希望する寄附金の使いみち

(いずれかに○印をお願いします。未記入の場合は、⑥とさせていただきます。)

① 福祉事業のために		② 環境事業のために		③ 教育事業のために	
④ 観光事業のために		⑤ まちづくり事業のために		⑥ 特に用途の指定はしない	

【4】希望する特典(希望する特典番号をご記入ください。特典の詳細は、別紙をご覧ください。)

※特典の送付は、久喜市外にお住まいの方に限らせていただきます。

No.	点	No.	点	No.	点	No.	点	No.	点	<input type="checkbox"/> 辞退する <input type="checkbox"/> 辞退する場合はチェックを入れてください。
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	--

【5】氏名、住所、寄附金額の公表について

(該当するものに○印をお願いします。未記入の場合は、②とさせていただきます。)

氏名の公表		住所の公表		寄附金額の公表	
① 可	② 不可	① 可	② 不可	① 可	② 不可

【6】久喜市への応援メッセージがある方は、ご記入ください。(任意)

--

(久喜市工事検査要綱の一部改正)

第6条 久喜市工事検査要綱（平成22年久喜市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「総務部庶務課」を「総務部管財課」に改める。

別表第7中「総務部庶務課長」を「総務部管財課長」に改める。

(久喜市要保護児童対策地域協議会要綱の一部改正)

第7条 久喜市要保護児童対策地域協議会要綱（平成22年久喜市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「子ども未来部子ども未来課長」を「こども未来部こども家庭保健課長」に改める。

第9条第1項中「子ども未来部子ども未来課」を「こども未来部こども家庭保健課」に改める。

別表法第25条の5第1号に規定する国又は地方公共団体の機関の項中「健康スポーツ部中央保健センター、子ども未来部子ども未来課」を「こども未来部こども家庭保健課」に改める。

(久喜市高齢者福祉計画推進会議要綱の一部改正)

第8条 久喜市高齢者福祉計画推進会議要綱（平成22年久喜市告示第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総合政策部企画政策課長」を「市長公室危機管理課長、総合政策部企画政策課長」に、「市民部交通企画課長、市民部消防防災課長、環境経済部久喜ブランド推進課長」を「市民部交通住宅課長、環境経済部商工観光課長」に、「健康スポーツ部中央保健センター所長」を「健康スポーツ部地域保健課長」に、「子ども未来部子ども未来課長、子ども未来部保育課長」を「こども未来部子育て支援課長、こども未来部こども家庭保健課長、こども未来部保育幼稚園課長、こども未来部こども育成課長」に、「建設部都市整備課長、建設部建築審査課長」を「まちづくり推進部建築審査課長」に改める。

第6条第3項中「健康スポーツ部中央保健センター所長」を「健康スポーツ部地域保健課長」に、「子ども未来部子ども未来課長、子ども未来部保育課長」を「こども未来部子育て支援課長、こども未来部こども家庭保健課長、こども未来部保育幼稚園課長、こども未来部こども育成課長」に改める。

(久喜市大規模小売店舗立地庁内連絡会議要綱の一部改正)

第9条 久喜市大規模小売店舗立地庁内連絡会議要綱（平成22年久喜市告示第159号）の一部を次のように改正する。

第3条中「環境経済部久喜ブランド推進課長」を「環境経済部商工観光課長」に、「市民部交通企画課長」を「市民部交通住宅課長」に、「建設部道路河川課長、建設部都市計画課長、建設部都市整備課長、建設部建築審査課長及び建設部産業拠点整備推進課長」を「建設部道路維持課長、まちづくり推進部都市計画課長、まちづくり推進部都市整備課長、まちづくり推進部産業拠点整備推進課長及びまちづくり推進部建築審査課長」に改める。

第5条中「環境経済部久喜ブランド推進課」を「環境経済部商工観光課」に改める。

(久喜市優良従業員表彰要綱及び久喜市外部の労働者等の公益通報等に関する要綱の一部改正)

第10条 次に掲げる告示の規定中「環境経済部久喜ブランド推進課」を「環境経済部商工観光課」に改める。

(1) 久喜市優良従業員表彰要綱（平成22年久喜市告示第166号）第8条

(2) 久喜市外部の労働者等の公益通報等に関する要綱（平成22年久喜市告示第171号）第4条第1項

(久喜市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱の一部改正)

第11条 久喜市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（平成22年久喜市告示第207号）の一部を次のように改正する。

第18条中「市民部総括班」を「市長公室総括班」に改める。

(久喜市地価公示図書閲覧規程の一部改正)

第12条 久喜市地価公示図書閲覧規程（平成22年久喜市告示第208号）の一部を次のように改正する。

第2条中「建設部都市計画課」を「まちづくり推進部都市計画課」に改める。

(久喜市道路台帳等閲覧規程及び久喜市中高層建築物の建築に係る紛争の防止に関する要綱の一部改正)

第13条 次に掲げる告示の規定中「建設部建築審査課」を「まちづくり推進部建築審査課」に改める。

(1) 久喜市道路台帳等閲覧規程（平成22年久喜市告示第209号）第3条第2号

(2) 久喜市中高層建築物の建築に係る紛争の防止に関する要綱（平成26年久喜市告示第137号）第4条第4項

(久喜市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部改正)

第14条 久喜市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成22年久喜市告示第285号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（裏）中「久喜市役所及び各総合支所の市民課（総合窓口）」を「久喜市役所市民課（総合窓口）及び各行政センター市民係」に改める。

(久喜市人権擁護相談所要綱の一部改正)

第15条 久喜市人権擁護相談所要綱（平成22年久喜市告示第359号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「菖蒲総合支所」を「菖蒲行政センター」に改め、同項第3号中「栗橋総合支所」を「栗橋行政センター」に改め、同項第4号中「鷺宮総合支所」を「鷺宮行政センター」に改める。

(久喜市表彰規則取扱要綱の一部改正)

第16条 久喜市表彰規則取扱要綱（平成22年久喜市告示第479号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総務部秘書課長」を「市長公室秘書課長」に改める。

（久喜市地域福祉計画推進会議設置要綱の一部改正）

第17条 久喜市地域福祉計画推進会議設置要綱（平成22年久喜市告示第593号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

市長公室	危機管理課長
総合政策部	企画政策課長
	アセットマネジメント推進課長
総務部	人事課長
	人権推進課長
市民部	市民生活課長
	交通住宅課長
環境経済部	環境課長
	商工観光課長
福祉部	社会福祉課長
	生活支援課長
	障がい者福祉課長
	高齢者福祉課長
	介護保険課長
健康スポーツ部	健康医療課長
	地域保健課長
こども未来部	子育て支援課長

	こども家庭保健課長
	保育幼稚園課長
	こども育成課長
まちづくり推進部	都市整備課長
	公園緑地課長
	建築審査課長
教育委員会	教育総務課長
	指導課長
	生涯学習課長

(久喜市環境推進調整会議要綱の一部改正)

第18条 久喜市環境推進調整会議要綱（平成23年久喜市告示第321号）の一部を次のように改正する。

別表中「久喜ブランド推進課長」を「商工観光課長」に改め、

同表中

「

建設部	建設管理課長
	道路建設課長
	道路河川課長
	都市計画課長
	都市整備課長
	公園緑地課長
	建築審査課長
	産業拠点整備推進課長

」

を

「

建設部	建設管理課長
	道路建設課長
	道路維持課長
	治水河川課長
まちづくり推進部	都市計画課長
	都市整備課長
	産業拠点整備推進課長
	公園緑地課長
	建築審査課長

」

に改める。

(久喜市消防団協力事業所表示制度実施要綱及び久喜市災害時支援隊要綱の一部改正)

第19条 次に掲げる告示の規定中「市民部消防防災課」を「市長公室危機管理課」に改める。

- (1) 久喜市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成24年久喜市告示第133号）第13条
- (2) 久喜市災害時支援隊要綱（平成24年久喜市告示第166号）第13条

(久喜市社会福祉法人認可等審査会要綱の一部改正)

第20条 久喜市社会福祉法人認可等審査会要綱（平成25年久喜市告示第106号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「子ども未来部子ども未来課長、子ども未来部保育課長」を「こども未来部子育て支援課長、こども未来部保育幼稚園課長、こども未来部こども育成課長」に改める。

(久喜市デマンド交通運行事業実施要綱の一部改正)

第21条 久喜市デマンド交通運行事業実施要綱（平成25年久喜市告示第445号）の一部を次のように改正する。

第16条中「市民部交通企画課」を「市民部交通住宅課」に、「各総合支所総務管理課」を「各行政センター」に改める。

別表第1中「総合支所等」を「行政センター等」に改める。

様式第2号中「総合支所」を「行政センター」に改める。

(久喜市くき親善大使設置要綱の一部改正)

第22条 久喜市くき親善大使設置要綱（平成26年久喜市告示第333号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「環境経済部長」を「市長公室長」に、「環境経済部副部長」を「市長公室副室長」に改め、同条第4項中「市民部」を「市民部、環境経済部」に、「子ども未来部」を「こども未来部」に、「建設部」を「建設部、まちづくり推進部」に改め、「並びに菖蒲総合支所、栗橋総合支所及び鷺宮総合支所の副支所長」を削る。

第8条中「環境経済部久喜ブランド推進課」を「市長公室シティセールス課」に改める。

(久喜市LOVEくきネットワーク設置要綱の一部改正)

第23条 久喜市LOVEくきネットワーク設置要綱（平成26年久喜市告示第335号）の一部を次のように改正する。

第8条中「環境経済部久喜ブランド推進課」を「市長公室シティセールス課」に改める。

(久喜市優秀建設工事表彰要綱の一部改正)

第24条 久喜市優秀建設工事表彰要綱（平成27年久喜市告示第103号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務部庶務課長」を「総務部管財課長」に改める。

第11条中「総務部庶務課」を「総務部管財課」に改める。

別表委員の項中「建設部長 上下水道部長」を「建設部長 まちづくり推進部長 上下水道部長」に改める。

様式第1号中「庶務課長」を「管財課長」に改める。

(久喜市の区域内に住所を有する者に対する児童手当事務取扱要綱の一部改正)

第25条 久喜市の区域内に住所を有する者に対する児童手当事務取扱要綱（平成28年久喜市告示第119号）の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第11号中「子ども未来部子ども未来課長」を「こども未来部子育て支援課長」に改める。

(久喜市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱の一部改正)

第26条 久喜市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱（平成30年久喜市告示第340号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「子ども未来課」を「子育て支援課」に改める。

(久喜市くきふれあいタクシー（補助タク）事業実施要綱の一部改正)

第27条 久喜市くきふれあいタクシー（補助タク）事業実施要綱（令和2年久喜市告示第103号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「交通企画課又は各総合支所総務管理課」を「交通住宅課又は各行政センター」に改める。

(久喜市市街化調整区域における老朽空家等除却証明書交付要綱の一部改正)

第28条 久喜市市街化調整区域における老朽空家等除却証明書交付要綱（令和3年久喜市告示第302号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「建設部都市整備課」を「市民部交通住宅課」に改める。

様式第1号及び様式第3号中「建設部都市計画課」を「まちづくり推進部都市計画課」に改める。

(久喜市特命大使設置要綱の一部改正)

第29条 久喜市特命大使設置要綱（令和3年久喜市告示第601号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「環境経済部久喜ブランド推進課長」を「市長公室シティセールス課長」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。